

---

 監 査 委 員
 

---

## 8 年監査公表第 4 号

令和7年度に執行した監査の結果（令和7年11月28日監査委員会議決定分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、京都府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和8年6月9日

京都府監査委員	能 勢	昌 博
同	藤 山	裕紀子
同	森	敏 行
同	橋 本	幸 三

## 定 期 監 査

## 監査の結果

## 【部局別】

## (1) 文化生活部

## スポーツ振興課

## (要望)

委託事業の管理及び成果の確認について改善すべき点が認められたもの

## (措置の内容)

当該事業に携わる可能性のある課内職員に要望事項の説明を実施の上、委託相手方とも今後必要となる資料等についての協議を行い、今後の方針について調整を行った。

これを踏まえ、月次で事業実績及び利用者数の報告の提出を求め、当該報告により、事業の実施状況及び成果の確認を行うこととした。

## (2) 健康福祉部

## こども・子育て総合支援室

## (要望)

委託事業の有効性の観点から改善の余地があるもの

## (措置の内容)

令和8年度以降の執行に当たっては、業務実

績を踏まえた委託料となるよう契約内容を検討するとともに、保育士試験合格者に本事業の情報を届けるための広報の工夫について検討することとした。

## (3) 広域振興局

## 南丹土木事務所

## (指摘)

小修繕工事において請負代金を過少に支払っていたもの

## (措置の内容)

監査終了後、係員全員に指摘事項の説明を行い、その内容について周知するとともに、小修繕工事の精算手続について再度徹底を図った。

また、本件の相手方へ、令和7年11月に過少分の支払を行った。

なお、他に同様の事例がないか確認したところ、同様に過少支払が3件確認されたため、同じく令和7年11月に過少分の支払を行った。

今後は、精算時に確認を確実にを行うことができるよう、新たに精算書に単価改正確認欄を設けて単価を再確認する取組を導入することにより、再発防止に努めることとした。